

個別ヒアリング実施における質問回答表

| No. | 質問 | 回答(案) |
|-----|---|--|
| 1 | 現在既存の建物及び敷地内にある電波障害対策設備について(要求水準書(案)P3 1.3.3(2)①) 移設及び撤去について、本事業で行うのでしょうか？ 向町住宅:屋上にアンテナ・敷地内にコンクリート柱 中町住宅:敷地内に架空配線 | 必要に応じて本事業において行います。 |
| 2 | 法令・条例等について(要求水準書(案)P6 1.5 t、u) 文化財保護法、大館市文化財保護条例の表記がありますが、今回の敷地において文化財にあたるものはあるのでしょうか | ありません。 |
| 3 | 敷地条件について(要求水準書(案)P9 2.1.1(2)) 液状化判定資料を準備する予定はありますでしょうか | 入札説明書等公表時以降、閲覧可能とします。 |
| 4 | コンセントの設置数について(要求水準書(案)P13 2.1.5(1)③ iii)) コンセントについて、各居室にエアコン用2ヶ所・電話用2ヶ所とありますが、エアコンは各居室に実装されるのでコンセントは1ヶ所で良いと思われませんか？ 電話用についてはですが、各住居2ヶ所でよろしいですか？ | エアコンは、入居者が設置するものとします。 電話用は、洋室・リビングに各1箇所とします。(要求水準書(案)の改訂版をご確認ください。) |
| 5 | インターホン等の設置について(要求水準書(案)P14 2.1.5(1)② i)) 外部からの出入口等に必要に応じてインターホン等を設置し、配管配線工事を行うこととありますが、外部からの出入口とは何を指しているかを教えてください。 | 住戸玄関のことを指しています。 |
| 6 | 呼び出しボタン等について(要求水準書(案)P14 2.1.5(1)② ii)) 各住戸の寝室、トイレ、浴室及びエレベータに、呼出ボタン等を設置し、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置する事とありますが必要でしょうか？常駐の施設がないので有効でしょうか | 寝室は不要です。トイレ、浴室は、室内にいる人に知らせるためのもので、エレベータについては、エレベータ管理会社に伝えるためのものとしてください。(要求水準書(案)の改訂版をご確認ください。) |
| 7 | 各住戸の電力について(要求水準書(案)P14 2.1.5(1)④ ii)) 電力が各住戸最大50Aとなっていますが、それ以下での検討はできるのでしょうか | お見込みのとおり。 |
| 8 | 空調設備について(要求水準書(案)P14 2.1.5(2)① ii)) 入居者が暖房設備を設置とありますが、冷房より暖房の方が重要ではないでしょうか。見解をお聞かせ下さい。 また、各居室に冷房設備を設置することとなっていますが、故障や入居者の入れ替わり等による維持 | 暖房設備、冷房設備ともに入居者の設置とします。(要求水準書(案)の改訂版をご確認ください。) |
| 9 | 給水引込管径について(要求水準書(案)P15 2.1.5(2)① i)) 現在の市営3住宅の給水引込管径を教えてください | 水道本館から引き込んである既存給水管は全て撤去とし、新規に引込管を敷設する。また、既存引込管の本管接続部分はストレート(キャップ止め不可)とする。 |
| 10 | 集中検針盤について(要求水準書(案)P15 2.1.5(4) ii)) 水道・電気・ガスの集中検針盤の考えを教えてください | 各住戸の個別の検針を効率的に行えるよう、1箇所で集中管理できるなど事業者の提案によるものとします。 |
| 11 | 住宅性能評価の交付について(要求水準書(案)P17 2.2.1) 必須評価事項のみの交付か性能表示事項全ての交付かを教えてください。 | 品確法に基づく住宅性能評価の交付は、不要とします。ただし、要求水準書「資料6 住宅性能表示一覧表」に示す等級及び水準と同等程度としてください。(要求水準書(案)の改訂版をご事業者の提案によるものとします。 |
| 12 | 管等の埋設について(要求水準書(案)P17 2.2.1(1)iv)) 電気配線、配管の埋設は、原則として駐車場の部分に設けないとありますが、コンクリート柱の位置によっては、駐車場部分に埋設配管・ハンドホールを敷設する必要がありますが、よろしいでしょうか | |
| 13 | 集会施設の利用形態について(要求水準書(案)P20 2.2.1(10)) 集会室の利用形態について教えてください。(利用者、管理形態等) | 原則、居住者に限定して利用することを想定しており、管理は居住者の任意組織が行うことを前提としています。 |
| 14 | 工事費の積算について(要求水準書(案)P27 2.3.5(2)⑥ i)) 積算の根拠となる単価及び数量の出し方は公共建築工事積算基準に則る必要はありますか？ | 特に必要ありませんが、社会資本整備総合交付金等の申請関係書類の作成支援を行っていただく必要があります。 |
| 15 | 参加事業者が1社の場合も考えられるが、その場合でも入札するのか | 入札を行います。ただし、評価点が低い場合は、選定しないこともあります。 |
| 16 | 工事業者と設計あるいは監理の場合出資比率に違いが出てくると思いますが、市の方でその辺調整は指導・調整はするのか | 市側では指導・調整しません。事業者側において検討ください。 |